

入札説明書

業務件名 岩手土木センター庁舎清掃業務

盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
岩手土木センター庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
委託業務基準仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター（岩手郡岩手町大字五日市9-48）

2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、清掃（庁舎）において登録を受けていること。
- (3) 岩手県内に本社を有する者。又は岩手県外に本社を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が（2）の資格を有している者であること。
- (4) 延べ床面積700平方メートル以上の建築物の清掃業務を令和3年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）における建築物衛生管理事業者の岩手県知事登録において、第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物清掃業）の登録を受けていること。
- (6) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指

名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止又は庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

- (10) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、次の書類を令和8年3月18日（水）午後5時までに15(3)の場所に各1部提出しなければならない。

また、入札参加者は提出した書類について盛岡広域振興局長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、当該書類の補足、補正は、令和8年3月19日（木）午後5時まで認める。

また、審査結果は、令和8年3月23日（月）までにFAXにより通知する。

(1) 競争参加資格を証明する書類

ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式1」）

イ 納税証明書の写し（県税、消費税）

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第32条の規定に基づき交付された登録証明書の写し

エ 建築物の清掃業務に関する履行実績証明書（別紙「様式2」）

なお、本件調達に係る業務の履行実績を有する者にあつては、当該証明書の証明者の記名押印の省略を可とする。

オ 資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式3」）

(2) 業務が履行できることを証明する書類

業務が履行できることの誓約書（別紙「様式4」）

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があつた場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「再生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が再生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の又は民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書は、直接 6 (1) の日時に 6 (2) の場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分

(2) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター 1 階会議室

(3) 入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 記名押印のない入札書

- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

9 入札書記載事項

入札書は、県で示す書式により頭書に「入札書」と記載し次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））
- (3) あて名は、「盛岡広域振興局長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

10 落札者の決定方法

- (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。**入札執行回数は3回を限度**とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再

- 認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
 - (3) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
 - (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア. 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し当該保険証券を提出したとき。
 - イ. 落札者が過去2年の間に国（公団含む）又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約書は、作成することとし契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター管理用地課 管理チーム
〒028-4307 岩手県岩手郡岩手町大字五日市9-48
電話番号 0195-62-2888